令和3年8月4日

医師の宿直義務の例外について

1、医師の宿直義務の例外規定

-) 医療法(昭和23年法律第205号)(抄)
- 第16条 医業を行う病院の管理者は、病院に医師を宿直させなければならない。ただし、当該病院の医師が当該病院に隣接した場所に待機 する場合その他当該病院の入院患者の病状が急変した場合においても当該病院の医師が速やかに診療を行う体制が確保されている場として厚生労働省令で定める場合は、この限りでない。
- 医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)(抄)
- 第9条の15の2 法第16条の厚生労働省令で定める場合は、病院の入院患者の病状が急変した場合においても当該病院の医師が速やかに 診療を行う体制が確保されているものとして当該病院の管理者があらかじめ当該病院の所在地の都道府県知事に認められた場合とする。

2、具体的な取扱いについて

- ※ 介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令の施行について(施行通知)(平成30年3月22日付け医政発 0322第13号厚生労働省医政局長通知)参照
- 法第16条の「隣接した場所に待機する場合」について
- ア 「隣接した場所」の定義

隣接した場所とは、その場所が事実上当該病院の敷地と同一であると認められる場合であり、次の(ア)又は(イ)いずれかの場所を指すこととする。

(ア) 同一敷地内にある施設(住居等)

- (イ) 敷地外にあるが隣接した場所にある施設(医療機関に併設した老人保健施設等)
- ※ 公道等を挟んで隣接している場合も可とする。
- イ 「待機する」の定義

待機するとは、患者の急変時に速やかに緊急治療を行えるよう、備えていることを指すこととする。

- 法第16条の「隣接した場所に待機する場合」に該当しない場合であっても、「速やかに診療を行う体制が確保されているもの」として 当該病院の所在地の都道府県知事都道府県知事が認める際の具体的な基準について 以下のア〜エを全て満たすものとする。
- アー入院患者の病状が急変した場合に、当該病院の看護師等があらかじめ定められた医師へ連絡をする体制が常時確保されていること。
- イ 入院患者の病状が急変した場合に、当該医師が当該病院からの連絡を常時受けられること。
- ウ 当該医師が速やかに当該病院に駆けつけられる場所にいること。

特別の事情があって、速やかに駆けつけられない場合においても、少なくとも速やかに電話等で看護師等に診療に関する適切な指示を出せること。

- エ 当該医師が適切な診療が行える状態であること。
 - 当該医師は適切な診療ができないおそれがある状態で診療を行ってはならない。
- ※ なお、都道府県知事が認めた後に上記ア〜エのいずれかの事項に変更があった場合は、再度都道府県知事の確認を要することとする。

各総合振興局(振興局)保健環境部保健行政室長 様 各地域保健室長 様

保健福祉部地域医療推進局医務薬務課長

医師の宿直義務の例外規定の改正に係る取扱いについて

「介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令の施行について」(以下「医政局長通知」という。)につきましては、平成30年3月30日付け医薬第3532号により通知したところですが、改正後の医療法施行規則9条の15の2の規定について、下記のとおり取り扱うこととしたので、お知らせします。

つきましては、貴管内の郡市医師会及び病院に対し周知願います。

記

1 北海道知事が認める基準について

病院の入院患者の病状が急変した場合においても当該病院の医師が速やかに診療を行う体制が確保されているものとして北海道知事が認める基準は次のア〜エのすべてを満たすものとする。

- ア 入院患者の病状が急変した場合に、当該病院の看護師等があらかじめ定められた医 師へ連絡をする体制が常時確保されていること。
- イ 入院患者の病状が急変した場合に、当該医師が当該病院からの連絡を常時受けられること。
- ウ 当該医師が速やかに当該病院に駆けつけられる場所にいること。 特別の事情があって、速やかに駆けつけられない場合においても、少なくとも速や かに電話等で看護師等に診療に関する適切な指示を出せること。
- エ 当該医師が適切な診療が行える状態であること。 当該医師は適切な診療ができないおそれがある状態で診療を行わないこと。
- 2 基準に該当する場合で病院に医師を宿直させない場合の取扱いについて 基準に該当する場合で病院に医師を宿直させない場合、当該病院の管理者は別紙様式1 によりあらかじめ病院所在地の保健所に届け出ることとし、届出事項に変更がある場合 は、再度届出を行うこと。
- 3 受理した報告書のとりまとめについて 受理した届出は月ごとにとりまとめ、翌月の20日までに別紙様式2を添付し、当課あて送付すること。
- 4 届出後の確認について

定期の病院立入検査等の機会を通じて、適切に運用されているか確認を行うこと。

連絡先:

医務薬務グループ 電話 011-231-4111 ext. 25-352 FAX 011-232-4108 旭川市保健所長 様 小樽市保健所長 様 市立函館保健所長 様

北海道保健福祉部地域医療推進局医務薬務課長

医師の宿直義務の例外規定の改正に係る取扱いについて

平成30年3月23日付け医政発0322第13号(以下「医政局長通知」という。)の運用については次のとおりとしたので、お知らせします。

つきましては、貴管内の郡市医師会及び各病院に対して周知いただくとともに、届出書 の経由事務についてよろしくお願いいたします。

記

1 北海道知事が認める基準について

病院の入院患者の病状が急変した場合においても当該病院の医師が速やかに診療を行う体制が確保されているものとして北海道知事が認める基準は次のア〜エのすべてを満たすものとする。

- ア 入院患者の病状が急変した場合に、当該病院の看護師等があらかじめ定められた医 師へ連絡をする体制が常時確保されていること。
- イ 入院患者の病状が急変した場合に、当該医師が当該病院からの連絡を常時受けられること。
- ウ 当該医師が速やかに当該病院に駆けつけられる場所にいること。 特別の事情があって、速やかに駆けつけられない場合においても、少なくとも速や かに電話等で看護師等に診療に関する適切な指示を出せること。
- エ 当該医師が適切な診療が行える状態であること。 当該医師は適切な診療ができないおそれがある状態で診療を行わないこと。
- 2 基準に該当する場合で病院に医師を宿直させない場合の取扱いについて 基準に該当する場合で病院に医師を宿直させない場合、当該病院の管理者は別紙様式1 によりあらかじめ病院所在地の保健所に届け出ることとし、届出事項に変更がある場合 は、再度届出を行うこと。
- 3 受理した報告書のとりまとめについて 受理した届出は月ごとにとりまとめ、翌月の20日までに別紙様式2を添付し、当課あて送付すること。
- 4 届出後の確認について 定期の病院立入検査等の機会を通じて、適切に運用されているか確認を行うこと。

連絡先:

医務薬務グループ 電話 011-231-4111 ext. 25-352 FAX 011-232-4108

病院医師宿直免除に係る届出書

年 月 日

北海道知事 様保健所長 様

住 所 管理者 氏 名

医療法施行規則第9条の15の2の規定により、病院に医師を宿直させないことについて、次のとおり届け出ます。

記

- 1 名 称
- 2 所在地
- 3 診療科名
- 4 宿直医師を置かない理由
- 5 医療法施行規則第9条の15の2の規定への該当性

医速にをるの状つがか療え制保にて	連絡体制
	連絡を受ける医師の場所
	医師が適切な診療が行える状態 の 確 保 状 況

備考

- 1 宿直しようとする医師の宿舎と当該病院の配置図(200分の1)を添付すること。
- 2 「医師が適切な診療が行える状態の確保状況」について、当該事項が確認できる医療機関内の 規程や内規等を添付すること。

別紙様式2

〇医療法施行規則第9条の15の規定により届出を行った病院一 平成 年 月 日現在

保健所名:	保健所
不姓// 石 ·	不足 力

留意事項

平成30年4月1日以降に届出を受理した病院をすべて記載すること。

	病院名	所在地	届出年月日
1	(記載例)〇〇病院	札幌市中央区北3条西6丁目	H30.5.1
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			

職場の勤務環境改善

北海道

※北海道医療勤務環境改善支援センターは、 医療法第30条の21に基づき 北海道が設置したものです。

医療勤務環境

改善支援センター

北海道医療勤務環境改善支援センターでは、医師の時間外労働の上限規制への対応や宿日直の申請等に関する無料相談のほか、北海道内の医療機関にアドバイザーを派遣し、働きやすい職場づくりなどの支援を行っています。

∖まずは、お気軽にご相談ください/



医療機関のニーズに応じて、 専門のアドバイザーが 相談・個別支援を行います。



医療労務管理アドバイザー



医業経営アドバイザー

主に社会保険労務士の資格を持つアドバイザーです。労務管理や医師の働き方改革に関する相談に対応します。

主に医業経営コンサルタントの認定 登録を行っているアドバイザーです。

○ご相談は電話・メール・FAX・ホームページから

相談	医療機関名						
申込 FAX	担当者名		TEL () — MAIL				
FAA	相談内容 □ 労務管理 □	〕業務改善	□ 医師の働き方改革 □ 院内研修 □ その他				
北海道医療勤務環境改善支援センター							
〒060-0004 札幌市中央区北4条西6丁目毎日札幌会館3階 一社)北海道総合研究調査会(略称 HIT)内							
TEL	011-200-4005	MAIL	iryo-center@hit-north.or.jp				
FAX	011-222-4105	HР	http://iryoukinmukankyo.sakura.ne.jp/hp/				

開所時間 | 平日 9:00 ~ 17:00 ※土日祝・夏期・年末年始休業日を除く

医療勤務環境改善支援センターが行う|相談・支援|

医療機関における 基本的な労務管理に関する相談対応

- ◎2024年4月からは、医師の時間外・休日労働労働の上限規制が適用されます。
- ◎ 医療機関においては、医師の労働時間を計画的に短縮するための取組が求め られています。

基本的な労務管理に関する相談

- ・医師や職員の労働時間の把握について
- ・宿日直の申請について
- ・36協定の締結についてなど

医師の働き方改革に関する相談

- ・時間外労働の上限規制への対応について
- ・ 勤 務 間 イ ン タ ー バ ル に つ い て
- ・特例水準の申請について
- ・「医師労働時間短縮計画」の作成についてなど

医療機関の 勤務環境改善に向けた個別支援

働きやすい職場づくりを行うことで、

○人材の定着 ○医療の質の向上 ○経営の安定につながります。



---雇用の質 の向上

・ハラスメントの予防や院内の体制づくり

・職員の定着率向上に向けた取組

- キャリアアップ・スキルアップのための仕組み づくり
- ・看護師やコメディカルの働き方や業務改善
- ・病院のニーズに応じた院内研修の企画・運営、講師の派遣

など



医療の質 の向上

患者満足度 の向上

医療機関の 勤務環境改善を目的とした各種研修の企画・運営

- ◎全道の医療機関を対象とした各種研修会を企画・運営しています。
- ◎開催案内は各医療機関に郵送・センターのホームページへ掲載します。

令和4年度の研修予定 ◎新型コロナ感染症の状況などにより変更となる場合があります

医師の働き方改革への 準備セミナー

- ・全道8ヵ所で開催
- (札幌、旭川、名寄、苫小牧、函館、帯広、北見、釧路)
- ・令和4年7月~9月にかけて順次開催予定

医師の働き方改革 に関するセミナー

- ・医師の働き方改革の法改正の具体的な内容、2024年に向けて 取り組むべき内容やスケジュールについて
- ・年度内に2回(8月~11月頃)、札幌市内で開催予定

医療機関における 働き方改革の (仮) 取組事例報告セミナー

- ・医療機関の勤務環境改善にかかる具体的な取組事例を紹介
- ・ 令和5年2月~3月頃、札幌市内で開催予定



いきいき働く医療機関サポートWeb

いきサポ

Qサイト内検索

検索

文字サイズ









いきサポってどんなWebサイト?



いきサポ公式キャラクター ひまわりちゃん

このサイトは、医療機関の勤務環境の改善に 役立つ各種情報や医療機関の取組み事例を紹 介しています。

ぜひ、皆さまの取組み事例やご提案もお寄せいただき、医 療機関の勤務環境の改善の取組みを進めるためのデータ ベースとしてご活用ください。



取組み 組み事例を 検索する画面に移動 します。

国の施 策情報 各種法 令・通 知

審議会等についての情報

自己診断

イベン ト情報 各都道府県における取組み